

ラムサール条約国別報告書の概要

実施状況の要約（オプション）

- ・特に重点的に実施した湿地保全施策として、わが国のラムサール条約湿地を COP9 までに 22 カ所以上に増加するという目標に対応して新規の条約湿地の選定・登録作業を進めたこと、自然再生推進法を制定し、河川・湿原・干潟・藻場等の湿地において自然再生事業を実施したこと、特定外来生物被害防止法の制定、湿地保全の国際的な協力を進めたことを報告した。

実施目標 1 目録及び評価

- ・国内の重要湿地目録である「日本の重要湿地 500」に関するデータの公開・活用状況について報告した。
- ・湿地の評価及びモニタリングについて、自然環境保全基礎調査における湿地関連調査の実施、環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施、湖沼水質保全計画の策定等について報告した。

実施目標 2 政策及び制度（影響評価を含む）

- ・2002 年に策定された新・生物多様性国家戦略において、湿地保全に関わる基本理念等を明らかにしていること、水産基本計画や社会資本整備重点計画において、湿地保全・創出について明記されていることを報告した。
- ・わが国では湿地の保全及び賢明な利用に関して様々な法律が存在し、関係省庁が必要に応じて法制度の創設、見直しを行っていることを報告した。最近の事例として、特定外来生物被害防止法、景観法、自然再生推進法の制定や文化財保護法、自然公園法、湖沼水質保全特別措置法の改正を挙げた。
- ・環境影響評価法に基づき、一定規模以上の開発事業について環境影響評価の実施が義務づけられていることを報告した。

実施目標 3 湿地の賢明な利用と持続可能な開発の統合

- ・第 8 回締約国会議で採択された関連決議を和訳し、関係省庁、自治体、NGO 等の関係者に配布するとともに、インターネットを通じて提供を行ったことを報告した。
- ・釧路湿原、サロベツ原野等の泥炭湿地において自然再生事業を実施していること等を報告した。
- ・湿地の文化的価値に関連して、2005 年 4 月に文化財保護法を改正し、水田、ため池等を含む文化的景観を新たに保護対象としたこと等について報告した。
- ・河川流域管理に関連して、釧路川、荒川等において自然再生事業を実施していることを報告した。
- ・統合的沿岸域管理に関連して、ラムサール条約湿地の候補地として干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁等沿岸の湿地を選定したことを報告した。

実施目標 4 再生と回復

- ・釧路湿原や琵琶湖を始めとする河川、湿原、干潟、藻場等において、行政、専門家、NGO、地域住民等の多様な主体の参画を得ながら自然再生事業を実施しており、これらの事業実施状況及び

取組に関して随時情報提供していることについて報告した。

実施目標 5. 侵入外来種

- ・2004年6月に制定された特定外来生物被害防止法に基づき、侵略的外来生物を特定外来生物として指定し、輸入や国内流通の規制、防除等を実施していることを報告した。

実施目標 6. 地域住民、先住民、および文化的価値

- ・湿地の保全と賢明な利用への地域住民の参加について、事例として、鳥獣保護区や自然公園等の管理計画策定に際しての一般市民からの意見聴取、ラムサール条約湿地への登録を前提とした保護区設定に当たっての地域の利害関係者との調整、河川整備計画の策定における関係住民の意見反映、自然再生事業への地域住民を含めた多様な主体の参画等を挙げた。
- ・湿地の文化的価値に関連して、天然記念物や重要な文化的景観となっている湿地において、文化的価値の調査や管理方法の検討を実施・支援していることを報告した。

実施目標 7. 民間部門の参画

- ・水鳥湿地センター等を中心とした情報発信により、湿地の保全と賢明な利用についての普及啓発を促進したことを報告した。
- ・ラムサール条約湿地候補地選定の検討会や自然再生事業における自然再生協議会において、専門家の参画を得ていることを報告した。

実施目標 8. 奨励措置

- ・水鳥の食害対策事業により水鳥と農業との共生を目指している事例、渡り鳥の越冬環境に配慮した水田農業により収穫された米をブランド化して販売している事例等を報告した。
- ・水田は農業生産の場である一方、多様な生物の生息地となっており、農業補助金は湿地に対してプラスの影響があることも考慮される必要があることを指摘した。

実施目標 9. 広報・教育・普及啓発(CEPA)

- ・湿地保全に関する広報・普及啓発・環境教育(CEPA)のための国内行動計画について検討中であることを報告した。
- ・条約の履行に関する関係省庁の意見交換の場としてラムサール条約関係省庁連絡会議が設置されていることを報告した。
- ・ラムサール条約湿地において、水鳥湿地センター等の環境教育・普及啓発のための施設整備を行ったこと、ラムサール条約及び条約湿地に関する普及啓発パンフレットを作成・配布したこと等を報告した。
- ・2005年2月にインド・ブバネシュワールで開催された「アジア湿地シンポジウム2005」に対して支援を行ったことについて報告した。

実施目標 10. 条約湿地の指定

- ・COP9 までにラムサール条約湿地を 22 ヶ所以上に増加させる国内目標を掲げており、2001 年に選定した「日本の重要湿地 500」の中から、できるだけ多様な湿地タイプを選定することに留意して 54 ヶ所の候補地をリストアップし、条件の整った湿地から順次登録していく予定であることを報告した。
- ・条約湿地情報票の提出状況について報告した。

実施目標 11. 条約湿地の管理計画策定とモニタリング

- ・ラムサール条約湿地の保全管理は、自然公園の公園計画あるいは鳥獣保護区の指定計画に基づき、計画的に実施されていることを報告した。
- ・クッチャロ湖、藤前干潟、琵琶湖等において、湿地保全のための協議会が設置されていることを報告した。
- ・7 ヶ所のラムサール条約湿地において生態学的特徴の変化が起こっており、対応措置を検討中あるいは実施中であることについて報告した。

実施目標 12. 複数国家にまたがる水資源、湿地及び湿地の生物種の管理

- ・わが国は島国であり、国境をまたがる湿地を有しないことを報告した。
- ・アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略によって推進されてきた渡り鳥とその生息地である湿地保全の取組のさらなる強化のため、WSSD パートナーシップ・イニシアティブの枠組を活用する予定であることを報告した。

実施目標 13. 他機関との協力

- ・外務省において環境関連条約を一括して所掌しているほか、必要に応じて他の環境関連条約(MEA)の担当部局との情報交換や協議を実施していることについて報告した。

実施目標 14. 専門知識と情報の共有

- ・途上国を対象とした湿地管理者のための研修の機会として、国際協力機構(JICA)の研修コース等が実施されていること、またアジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づく活動として、情報交換や研修が実施されていること等を報告した。
- ・姉妹湿地提携の事例として、「釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原」及び「谷津干潟」について、それぞれ豪州の湿地との間で提携が結ばれていることを報告した。

実施目標 15. 湿地の保全と賢明な利用のための財源確保

- ・ラムサール小規模無償基金のために、追加的な任意拠出を行っていることを報告した。
- ・湿地保全に関する二国間及び多国間の開発協力プログラムの実施状況を報告した。
- ・公的機関がプロジェクト実施にあたり環境配慮を行っている事例として、国際協力銀行(JBIC)及び国際協力機構がそれぞれ環境配慮を確保するためのガイドラインを定めていることを報告した。

実施目標 16. 条約の財源確保

- ・条約の分担金を完全にかつ適切に拠出していることを報告した。

実施目標 17. 条約の制度的メカニズム

- ・科学技術評価パネル (STRP) 及び広報・教育・普及啓発 (CEPA) プログラムの担当窓口について、既に登録済であることを報告した。

実施目標 18. 締約国の制度的能力

- ・関係省庁、関係自治体及び NGO 代表から構成されるラムサール条約推進国内連絡会議、及びラムサール条約関係省庁連絡会議を必要に応じて開催し、関係行政機関及び団体との連絡調整を行っていることを報告した。

実施目標 20. 研修

- ・途上国を対象とした湿地管理者のための研修の機会として、国際協力機構の研修コース等が実施されていることを報告した。
- ・国内では、環境調査研修所や国土交通大学校において湿地再生に関する内容が研修に盛り込まれていることを報告した。

実施目標 21. 条約の締約国

- ・ミャンマーにおける国内湿地目録作成調査等を実施し、ミャンマーの条約加入に貢献したことについて報告した。